

第六條 本聯盟の本部を東京市に置き事務所を財團法人協調會内に置く

地方樞要の地に支部を置くことを得

第七條 本聯盟の經費に關しては別に之を定む

以上の如く、本會主唱の下に於ける産業報國聯盟は役員、創立趣意書、綱領及び規約の決定を見たので事實上の發足を了したのであるが、其の後同聯盟理事會は産業報國精神の趣旨普及の方法、報國會の設置方法其の他具體的問題について協議を進めるところがあつたが、九月八日第四回理事會は「産業報國會規約例」其の他を決定の上、主要産業經濟並に勞働團體に對して加盟勧誘狀を發

して愈々その實踐運動に乗り出した。他方、之と並行して、内務、厚生両省は勞資關係調整方策實施に關する對策を議しつゝあつたが、八月二十四日内務、厚生両次官の名を以て「勞資關係調整方策實施に關する件」と地方長官宛に通牒を發して、本聯盟の運動に全面的に賛同するに至つたので、こゝに於て産業報國運動は官民合体的下に全國的に其の組織活動が展開されることになつた。

第三項 産業報國運動の發展に伴ふ協調會内の

論議

前記の如く、昭和十三年七月三十日本會主唱の下に産業報國聯盟の成立を見、爾來聯盟は産業報國精神の普及徹底、産業報國會の設置勸奨に關し、厚生省、地方廳其